２００９年度

卒業論文

少年非行の現代的性格とその原因について

教育学部　生涯教育課程　地域社会教育コース

社会学研究室

061670C　齋藤俊輔

目次

はじめに

序章　　現代の少年非行とは

第一章　　少年非行の変遷
　第一節　戦後の少年非行史
　第二節　少年非行は本当に増加・凶悪化・低年齢化しているか
　第三節　いきなり型少年非行の推移

第二章　　現代の少年非行の特徴
　第一節　非行グループの変化
　第二節　ケース研究①「神戸連続児童殺傷事件」
　第三節　ケース研究②「栃木女性教諭刺殺事件」

第三章　　現代型少年非行の原因論
　第一節　家族制度の変化
　第二節　ゲームは少年犯罪を助長するか
　第三節　マスメディアによる過剰報道の影響
　第四節　従来の非行の減少
　第五節　まとめ

おわりに

参考文献・参考資料

はじめに

地元の高校に教育実習に行った際に近くの定時制高校も見学させてもらった。そこの教員の方から、この学校には非行を起こして少年院に入っていた生徒や他の学校で問題を起こして退学になった生徒がたくさんいると聞かされた。授業見学を通してそのような生徒たちと接してみて、他の高校生と何が違うのだろうと疑問に感じ、犯罪や非行を起こしやすい少年にはどのような特徴があるのかに興味を持った。自分自身の高校時代と照らし合わせてみて、その生徒たちが「犯罪を起こしそうな危険な子ども」という風には思えなかったのである。

私が少年犯罪に興味を持ったもう一つの理由は平成 10 年 1 月に起きた「栃木女性教諭刺殺事件」に驚愕したからである。当時 13 歳だった少年が女性教師に注意されたことに腹を立て、持っていたバタフライナイフで腹部・胸・背中など 7 ヶ所を刺し死亡させたという事件である。この少年が成績優秀で、生活態度も何の問題もない、いわゆる「いい子」「おとなしい子」であったこと、事件を起後、床にうずくまって動けなくなっている同教諭に無表情で何回も足蹴りをしたこと、そして何よりこの猟奇的事件を起こしたのが中学 1 年生だったことに社会は衝撃を受けた。

「キレる」という流行語が表すように、少年犯罪はかつての「不良」が起こすのもから誰しもがそれを起こす可能性のあるものへと変化しているのかもしれない。少年犯罪の凶悪化や不可解さが叫ばれる昨今、そのような少年を生み出す社会的要因は何なのかを調べたいと思い、このテーマを設定した。

序章　現代の少年非行とは

本論の書き出しに当たって、まずは現代の少年非行とはどのようなものなのか整理したい。本論で取り扱う現代の少年非行については、内閣府が青少年育成推進本部に設置した少年非行対策課長会議が「平成 20 年度少年非行少年非行事例等に関する調査報告書（第三期）」の中で示した「いきなり型」非行の定義を参考にしつつ、それにいくらかの改変を加える。

いきなり型少年非行とは、過去に非行歴のない少年が、いきなり重大な非行を行うことである。

なお、ここでいう非行歴とは、少年法第３条の定義に沿って、犯罪少年、触法少年及び虞犯少年として、送致、通告及び報告されたもの（不良行為は含まない。）をいう。

また、同様に重大な非行とは凶悪犯罪（殺人、強盗、強姦、放火、未遂も含む）を行うことである。

※近年このように普通の少年がいきなり重大な非行を起こすという現象は、社会問題化しており、さまざまな研究がなされてきた。そのためこのような定義については多数あり、非行歴が無くいきなり殺人（未遂も含む）を行った場合のみを指すものや、凶悪犯罪に加え粗暴犯罪（暴行、傷害、恐喝、未遂も含む）も含むものなどさまざまであるが、本論では他の定義も考慮しつつ、凶悪事件を中心に扱う。

犯罪や非行というものは、従来、まずは万引などの軽微なものを起こし、それからだんだんにエスカレートしていくものだと思われていた。しかし、近年の日本ではこのような図式に当てはまらない少年非行が現れている。神戸連続自動殺傷事件や栃木女性教諭刺殺事件に代表されるように、非行前歴のないごく普通の少年が、あるいは学校で優等生だった少年が、なんの前触れもなく、初っ端からいきなり他人を殺めてしまうような重大な犯罪を引き起こすというケースが目立つ。このように、犯罪歴のない少年がいきなり凶悪な事件を起こすことが現代の少年犯罪の特徴である。

（参考）

〇非行少年

「犯罪少年」、「触法少年」及び「虞犯少年」の総称

・犯罪少年

罪を犯した１４歳以上２０歳未満の者

・触法少年

刑罰法令に触れる行為をした１４歳未満の者

・虞犯少年

次に掲げる事由があって、その性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行

為をするおそれのある少年

①保護者の正当な監督に服しない性癖のあること。

②正当の理由がなく家庭に寄りつかないこと。

③犯罪性のある人若しくは不道徳な人と交際し、又はいかがわしい場所に出入りすること。

④自己又は他人の徳性を害する行為をする性癖のあること。

〇不良行為少年

非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかいその他自己又は他人の徳性を害する行為（＝不良行為）をしている少年

不良行為の例

・飲酒 ・喫煙 ・薬物乱用 ・粗暴行為 ・刃物等所持 ・金品不正請求 ・金品持ち出し・性的いたずら ・暴走行為 ・家出 ・無断外泊 ・深夜はいかい ・怠学・不健全性的行為 ・不良交友 ・不健全娯楽 等

（注）上記の各少年の定義は、「少年法」（昭和23 年法律第168 号）及び「少年警察活動規則」（平成14 年９月27 日国家公安委員会規則第20号）の規定による。

第一章 少年非行の変遷

現代の少年非行について考えるために、過去の少年犯罪の内容や発生件数の推移についても知る必要がある。そこでこの第一章では少年犯罪がどのように変化していったかについて述べていきたい。また、近年、メディアを騒がせている少年非行の増加・凶悪化・低年齢化は統計的にどの程度進行しているものなのか、それは本当に起こっている現象なのかについても触れ、少年非行の現状を正確に把握していきたい。

第一節　戦後の少年非行史

法務局が毎年刊行している『犯罪白書』によると、戦後日本の少年刑法犯検挙人員は，昭和 26 年をピークとする第一の波，昭和 39 年をピークとする第二の波，昭和 58 年をピークとする第三の波という三つの大きな波が見られる。また、平成 3 年から始まった検挙人数、少年比の増加を第四の波と見るかどうかについては専門家の間でも意見の分かれるところであるが、この時期には後述するような現代の非行の特徴が反映されているので、本論では第四の波として考えることとする。（表 1－1－1）

表１－１－１

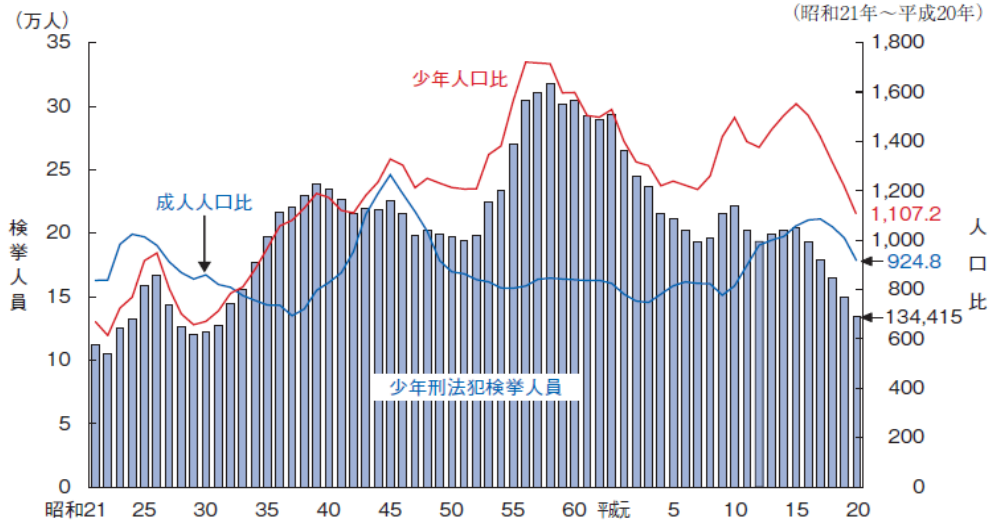

注　1　警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。
2　触法少年の補導人員を含む。
3　昭和45年以降は，自動車運転過失致死傷等による触法少年を除く。
4　「少年人口比」は，10歳以上の少年の刑法犯検挙（補導）人員の人口比であり，「成人人口比」は，成人の刑法犯検挙人員の人口比である。

※少年人口比とは 10 歳以上 20 歳未満の少年人口 10 万人当たりの検挙人員の比率

（2009　法務省）

ここからは、過去の『犯罪白書』と『警察白書』を参考として、各時代の少年非行の波について、社会情勢を踏まえながら説明していく。

第一の波（昭和 20 年から 30 年）は「貧困型非行」と称される。

戦後の混乱と復興を社会背景として、貧困や欠損家族で育つ少年による窃盗などの財産犯を主流とする時期である。

18、19 歳の年長少年による非行の割合が高く、戦争の影響で両親健在な家庭は半数以下でその 7 割が低所得者層であった。

第二の波（昭和 34 年から 47 年）は「反抗型非行」と称される。

時代背景としては、東海道新幹線の営業開始、東京オリンピックの開催などに示されるように、日本が「先進国」の仲間入りを目指し高度経済成長社会に向かった時期である。

第1次ベビーブーム世代の16、17歳の中間少年を中心として、傷害、暴行、恐喝、強姦等の粗暴犯が多発した。「金の卵」と呼ばれ，工業化の担い手として中学卒業後都会に出てきた少年が，適応に失敗して非行に走る例も多かった。

また、昭和 43 年の東大紛争に象徴されるように、大学生が権威や権力に反抗したり、「カミナリ族」「みゆき族」などが出現し、既成の価値観に対抗する若者文化出現した時期であった。

第三の波（昭和 48 年から平成２年）は「学校型非行」と称される。

石油ショックによる経済低成長とその後に生じた土地や株の投機による急激な経済的変動のなかで、刹那的、快楽思考的な社会風潮を呈した時期である。万引き、自転車窃盗、原付車窃盗など、過剰にあふれた物を対象とした遊び感覚の非行が、14、15歳の年少少年を中心に増加した。また高学歴時代の渦中で受験戦争が過熱する一方で、昭和58年をピークとして、中学生による校内暴力が全国各地で発生し、社会問題となった時期である。なお、昭和58年には、日本でファミコンと東京ディズニーランドが登場し、子どもたちがITや仮想現実の世界に埋没しはじめた時期である。高校進学率が９割を超え，教育環境の変化によって親の過剰期待や落ちこぼれ不安が増し，自己独自の行き方の方向づけができない目標喪失感，自我同一性拡散による非行が増大した。高校に入学したがついていけずに中退してしまい，所属感を失った少年が非行を犯すといったケースが多かった。

第四の波（平成 3 年から現在）は「現代型非行」または「いきなり型非行」、「暴発型非行」と称される。

バブルが崩壊して以来、完全失業率の増加、学生の就職難など先が見えない不況に陥り、少子高齢化社会の到来などさまざまな面で従来の価値観の転換が迫られた。学校では平成８年ごろから小学校の学級崩壊が問題となっている。

この時期の少年非行の特徴としては、平成9年に起きた14歳の少年による神

戸児童連続殺傷事件や山形マット死事件をはじめとして、平成12年には17歳前後の少年たちが社会を震撼させるような凶悪事件を起こしたことである。

こうした少年による一連の凶悪・重大事件を受けて、非行少年「増加」「凶悪化」「低年齢化」が指摘され、平成12年に非行少年に対する厳罰と刑事罰を旨とする少年法改正にいたったことが、この時期に特筆されるべきことである。

集団非行としては、「オヤジ狩り」といわれる強盗事件、平成14年の東村山市の中学三年生数名によるホームレス殺害事件など、「狩り」と称したゲーム感覚で凶悪事件を起こしていることが特徴的である。また、この時期には「援助交際」の増加が社会問題となっている。

以上のように、戦後から現在までの初年非行の特徴を概観すると犯罪や非行はその時代の社会状況を敏感に反映したものであることが分かる。

第二節　少年犯罪は本当に「増加」「凶悪化」「低年齢化」しているか

平成11年の『青少年白書』によると、平成10年7月、下稲葉耕吉法務大臣（当時）は、法制審議会に対し、「近年における少年審判の実情にかんがみ、その事実認定手続きの一層の適正化をはかるため早急に少年法を整備する必要がある」とし、少年法改正の整備要綱の骨子を示すように求めた。このような要請を受けて同審議会は、神戸児童連続殺傷事件や山形マット死事件などの事実認定が問題とされるような事件が相次ぎ、非行事実が激しく争われる事件は、現行の少年審判手続きの制度的限界を示している。また、近年、少年による凶悪な重大事件が発生し、国民の関心は高まっている。さらに事件被害者には、少年の言い分に偏った事実認定が行われているとの不信感もみられる。このような状況に対処するためには、少年法は有効に機能しており、基本構造は維持されるべきであるが、非行事実の観点からは十分でない側面がある。」と述べている。この要請を受け平成12年11月には改正少年法が可決、成立し、同13年4月から施行された。

警視庁生活安全局少年課理事官であった葉梨康弘は、その著書のなかで、「官舎の近くの港区六本木や、渋谷区表参道でも、そこにたむろする青年や少年たちの風態は、どうも筆者の記憶にある何年か前の姿とは、体感的に異質なものを感じる。そして、このような少年たちの姿が、犯罪や不良行為というように、『逸脱』した形態で表れたものが、少年非行等の問題である。」と述べている。この著書は平成11年に発行されたものであるが、このような体感は現在でもかなりの国民に共有されているようで、平成17年1月に内閣府が行った「少年非行等に関する世論調査」によると、「最近，少年非行が問題となっているが，実感として，こうした少年による重大な事件が以前に比べて増えていると思う

か減っていると思うか」という質問に対して、「増えている」とする者の割合が93.1%（「かなり増えている」66.1%＋「ある程度増えている」27.0%），「ほとんど（全く）増えていない」と答えた者の割合が4.3%，「減っている」と答えた者の割合が0.2%であった。（表１－２－１　内閣府）また、同調査において、以前に比べて，少年非行はどのようなものが増えていると思うかという質問に対しては，「低年齢層によるもの」を挙げた者の割合が64.6%，「凶悪・粗暴化したもの」を挙げた者の割合が60.1%と高く，以下，「突然キレて行うもの」(52.5%)，「集団によるもの」(36.5%)，「明確な動機がないもの」(35.2%)などの順となっている（表１－２－２）。

表１－２－１

図1　少年非行は増加しているか

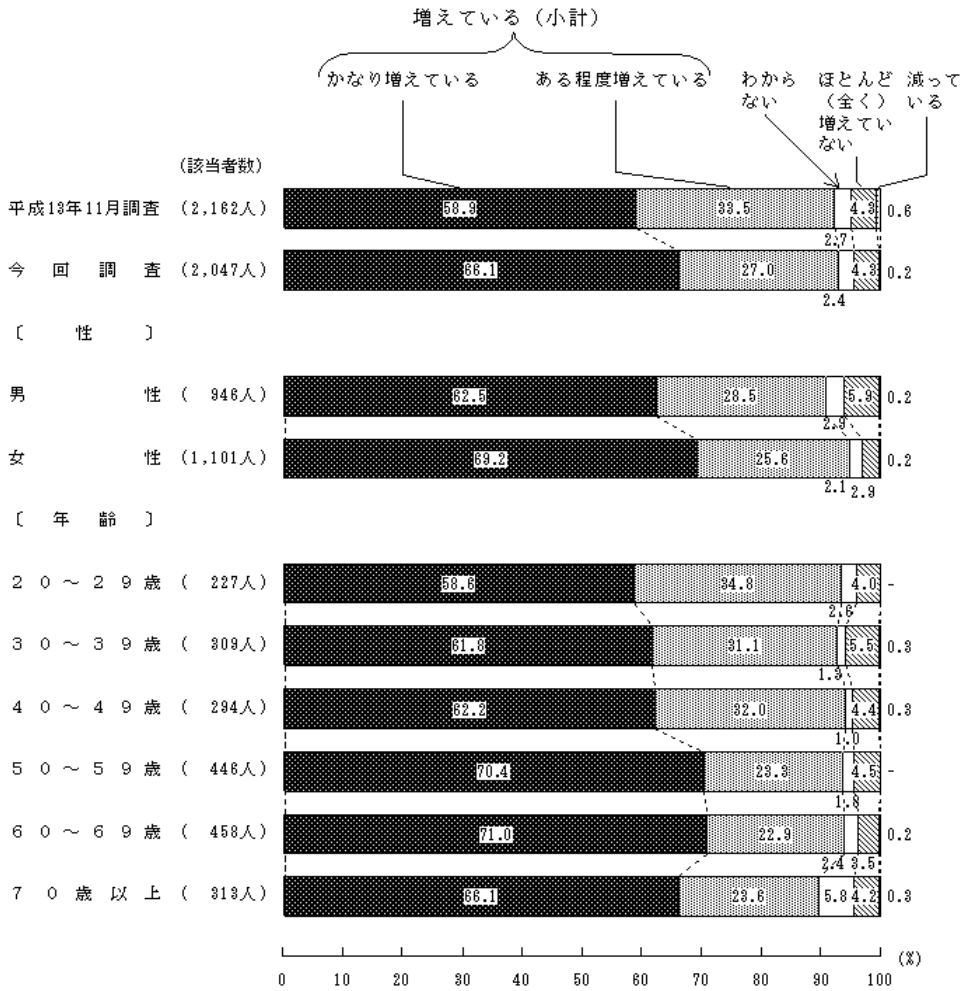

（2005　内閣府）

表１－２－２

図2　　増加している少年非行

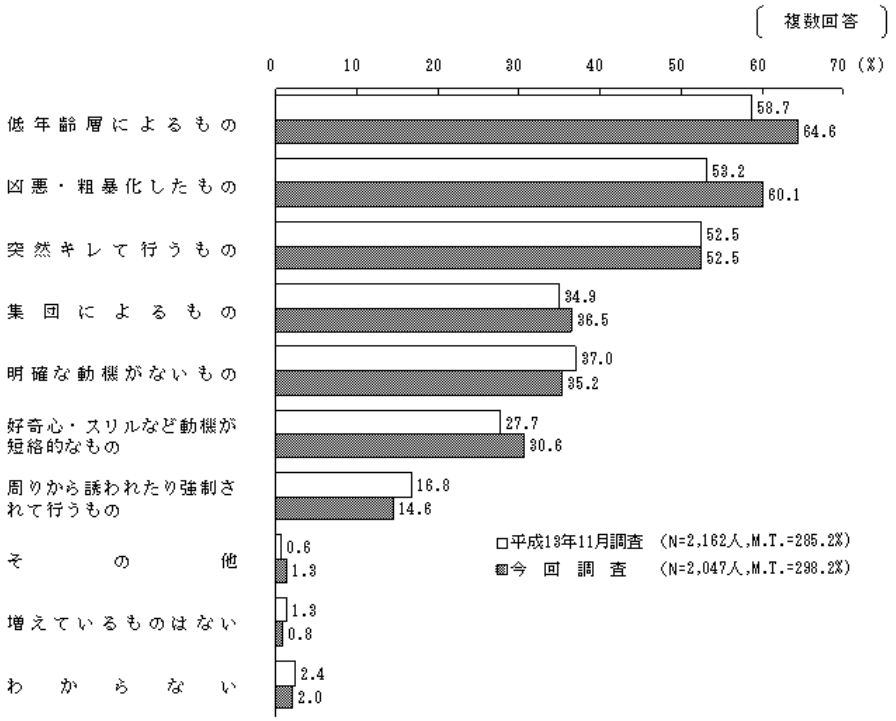

（2005　内閣府）

以上に示されたような国民の今どきの子どもに対する体感によって、「少年非行は、増加、凶悪化、低年齢化しており、量的にも質的にも深刻な状況にある」という言説がマスメディアを中心に広く叫ばれている。

本節のテーマである少年非行の「増加」「凶悪化」「低年齢化」という三つの事柄について、まず、増加という面から考えてみる。

上記の世論調査が行われた平成 17 年の少年刑法犯検挙人数を見ると（表１－１－１）、検挙人数こそ低い水準にあるが、少年人口比は 1400 を超え、「戦後最悪」といわれた第三の波に近い数値が示されている。少年非行が増加しているという体感は間違いないものである。

しかし一方で、この検挙人数を罪名別の人口比で見てみると（表１－２－３）、横領の値が近年急激に増加していることが分かる。この横領とは近年では少年刑法犯の約 20%を占めるものであり、知的な犯罪がイメージされがちだが、少年の場合そのほぼ 100%が「占有離脱物横領」である。占有離脱物とは、ある人の占有を離れたものであり、平たく言えば落し物である。そのほとんどは使用者の不明な自転車や、所有者の置いていた場所とは違う場所に置かれていた

自転車である。つまり、横領の推移は放置自転車の乗り逃げを行った少年の推移が示されている。しかし少年たちが近年急激に放置自転車の乗り逃げをするようになったと考えるのは無理がある。

この数値はあくまで検挙人数である。放置自転車の乗り逃げは、夜間、無灯火で自転車に乗っているところを警察官に呼び止められたり、鍵が付いていない自転車に乗っていると職務質問をされ、それを機に防犯登録などをチェックされて発覚することが多い。警察官が自転車の乗り逃げを摘発しようと積極的に巡回や見回りを行えば、自然とこの数値は上がっていく。よってこの数値は警察官の努力によって左右されやすいものである。この犯罪は少なくともモノが有り余っていた昭和 50 年代後半からは、発生件数としては変化していない種類の犯罪だと推測できる。つまり、以前から横領は現代のような水準で発生しており、現代以前はそれが発覚していなかっただけだと考えられる。

横領が少年刑法犯の約 20%もの値を占める以上、全体として少年犯罪が増えているかについては、統計上は増加しているものの、容易に増加していると言うことはできないのではないだろうか。

表１－２－３

少年刑法犯の主な罪名別検挙人員の人口比

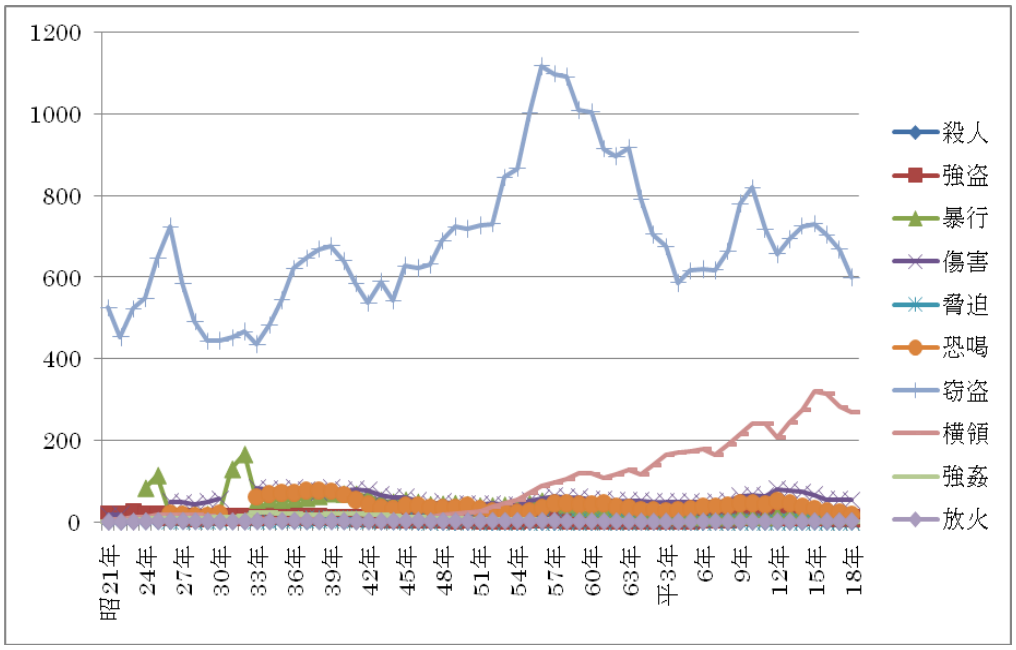

※少年人口比とは 10 歳以上 20 歳未満の少年人口 10 万人当たりの検挙人員の比率

（2007　警察庁）

では、次に少年非行の凶悪化について、近年の凶悪事件の動向を踏まえて考えてみる。司法統計上、凶悪犯とは殺人、放火、強姦、強盗の四つの事件を指す。したがって、少年非行の凶悪化について論じる場合、凶悪事件の動向がひとつの指標となるべきものである。

廣井（2002）によると、少年事件における四つの凶悪事件の合計は、刑法犯非行の構成比で戦後から現在まで１％前後を推移しており、『青少年白書』によると、凶悪事件が増加していると感じられていた平成 17 年付近でもその数値に変化は見られない（平成 13 年 1.5%、平成 14 年 1.4%、平成 15 年 1.1%、平成 16 年 1.2%、平成 17 年 1. 2%）。

表１－2－４は少年刑法犯の中の凶悪犯罪検挙人員の人口比の推移を示したものであるが、殺人について、第一の波と第二の波の時期は高水準で推移しているのにもかかわらず昭和 40 年代後半から減少し、50 年代に入ってからは、「戦後最悪」といわれる第三の波の時期も含めて、現在までは一定水準を保っている。放火、強姦も殺人と同様に一定水準の推移、もしくは減少傾向にあるが、強盗については別の動きを示している。強盗事件の人口比が高い時期は、昭和 35 年をピークとする第一の波から第二の波にかけてであり、その後は他の凶悪事件と同様に低下したが、強盗事件だけが第四の波の平成 9 年から急増している。

表１－２－４

少年刑法犯の凶悪犯検挙人数の人口比

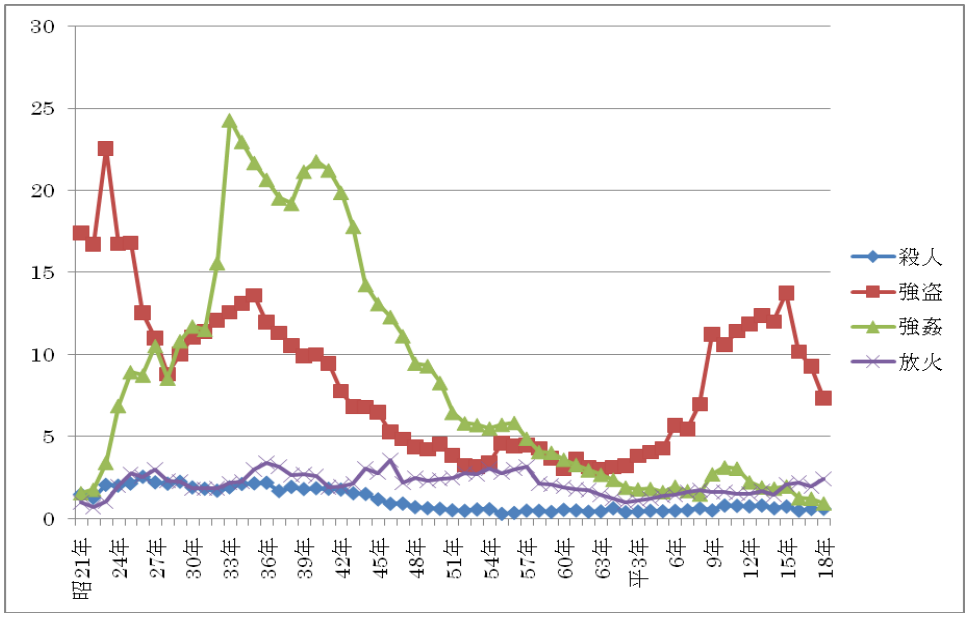

※少年人口比とは 10 歳以上 20 歳未満の少年人口 10 万人当たりの検挙人員の比率

（警察庁）

この強盗増加の要因について、鮎川（2008）は「強盗」と「ひったくり」、「強盗」と「恐喝」の境目は必ずしも明確ではないとし、世論が、少年非行が凶悪化しているからと厳しい取締りを望めば、社会統制機関がそれに応え、結果として凶悪犯として検挙する人員が増加し、最初の人々による現状に関する定義づけが「自己成就」されることになる、といった事態も引き起こされる、と述べている。また同じ著書の中で、ひったくりを強盗として積極的に検挙していく方針が関西のある警察本部において行われ、それが全国に広まったことにも触れている。確かにこの時期に窃盗、恐喝が他の犯罪に比べ減っていることからも分かるように、以前は窃盗や恐喝として扱われていた事件が、強盗として処理されているのではないかと推測される。

少年刑法犯検挙人数が減少している以上、凶悪犯罪の構成比が変化していないこと、凶悪犯罪の約 80%を占める「強盗」の定義が以前と変わってきていることを考慮すると、少年による凶悪事件全体は戦後から現代にかけて減少傾向を辿っていると見ることができ、最近の少年非行が凶悪化しているとは一概に言えない。

さらに、「戦後最悪」といわれる第三の波についてであるが、表１－２－３からも明らかなように、この時期は窃盗犯と横領の検挙率が急増している。当時はこの二つの罪名だけで全体の検挙人数の 90%を超えていた。一方、凶悪犯罪の検挙数はというと、多少の変動はあったものの、昭和 45 年以降はほぼ一貫して減少傾向にあり、第三の波のピーク時でさえも最低レベルを保っていた。よって第三の波を押し上げていた要因は「万引き」や「放置自転車の乗り逃げ」といった軽微な犯罪であることが分かる。このような現象が起こった要因について、当時の警察がこれら軽微な少年犯罪を「初発型非行」と呼び、このような非行の芽とも呼べる犯罪を「早期発見・早期治療」として積極的に取り締まっていたことが挙げられる。つまり、第三の波のときでさえ、少年非行の凶悪化は当てはまらないのである。

最後に少年非行の低年齢化についてであるが、表１－２－５からも明らかなように、刑法犯少年の年齢別検挙数は 14～19 歳のどの年代でも減少傾向にあり、このような事実はないということが明確に示されている。

表１－２－５

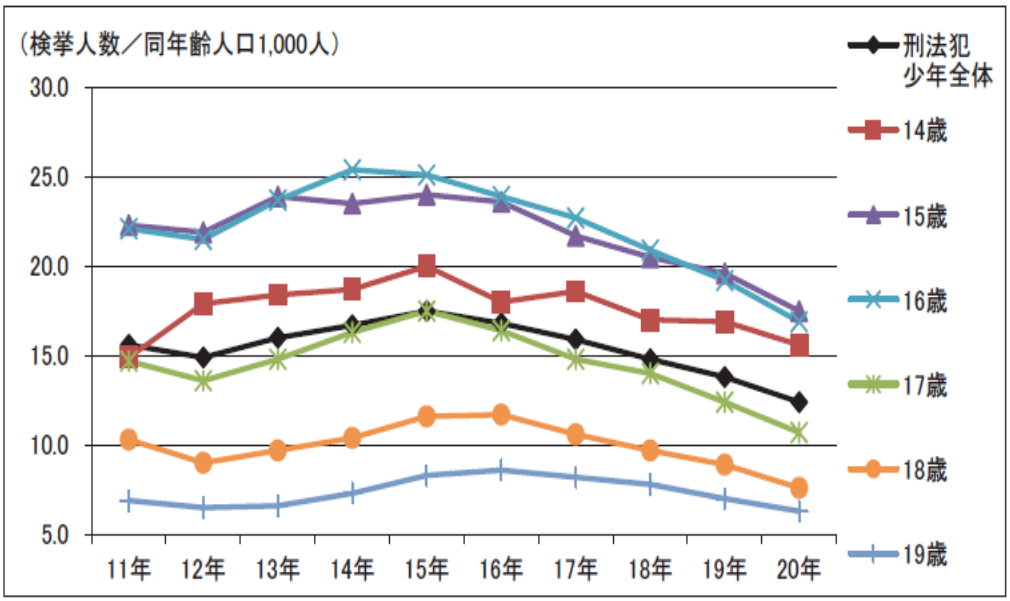

（2009　警視庁）

以上より、近年における少年非行の増加・凶悪化・低年齢化という世論は、どれも明確な証拠のあるものではなく、一概に決め付けられるものではない。

マスメディアによる特殊な事件を一般化するような言説や、人々の恐怖心を過剰に煽るような報道でこのような世論が作られていったのではないかと予想されるが、一方で、近年、過去にはなかったような、優等生がいきなり他人を殺害するような大人たちを驚かせる不可解な事件が起きていることも、また否定できない。次節では以上の内容を踏まえて、現代型少年非行の推移について論じていきたい。

第三節　いきなり型少年非行の推移

では、ここからは現代の少年非行の推移について考えてみたい。表１－３－１は昭和 54 年から平成 16 年までの 25 年間の罪種別検挙人数に占める初犯者の比率の推移を示したものである。ここで扱うのは強盗に加え、暴行、傷害、恐喝といった粗暴犯罪だが、殺人・放火・強姦については検挙人数の実数が少ないので比率を取ると上下の振れ幅が大きくなり、一定の傾向性が見出せないのでここでは考えないのものとする。

また、初犯でかつ罪種が凶悪犯・粗暴犯だった少年すべてを「いきなり型」とみなすことは、必ずしも適切ではないかもしれないが、しかし、統計上の初犯率の推移を見ることは「現代型」の動向を知る上で参考になると思われる。

表１－３－１

罪種別検挙人数に占める初犯者の比率の推移

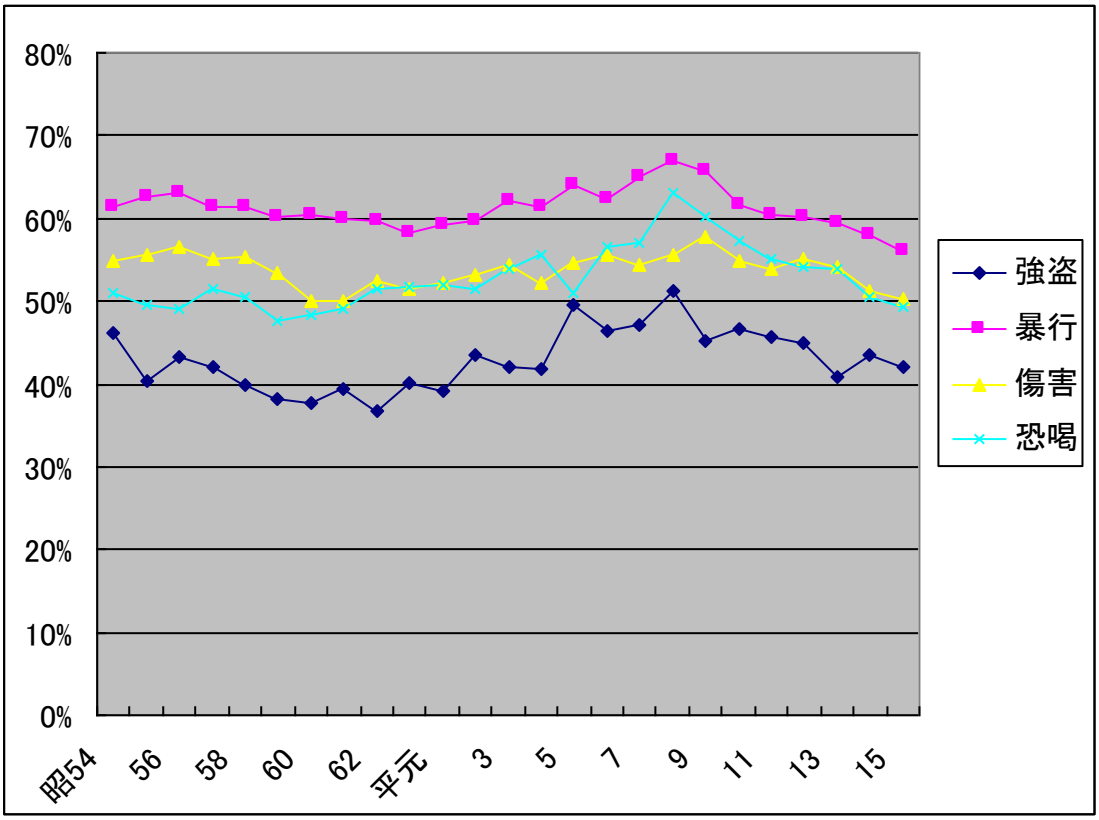

（2004　警察庁）

表１－３－１より次のようなことが言える。第一に、平成 16 年の値を見ると、初犯者の占める割合は、暴行が最も多く 57%であり、次いで傷害と恐喝が 50%前後、強盗が 41%となっている。この 25 年間に傷害と恐喝が入れ替わることはあっても、暴行の初犯率が最も多く、強盗の初犯率が最も少ないことに変化は無い。初犯比率と犯罪の重さとの比例関係は長期的には安定していることが確認できる。

第二に強盗・暴行・恐喝では、平成 3 年ごろから平成 9 年ごろにかけて、初犯者率が 10 ポイント前後増加した。このうち強盗に関しては第二節でも触れたように、その定義自体が変化しているため正確な数値とは言いがたいが、暴行・恐喝に関してもこの時期、急激な上昇を見せている。しかし、これら 3 罪種のその後の動向を見てみると、初犯者率は年々減少しており、平成 16 年の段階でも過去 25 年間での最低レベルの水準となっている。

これらのことから、仮に初犯者全員が「いきなり型」であるとみなせるとしても、近年、このような非行少年が増加しているとは言えないという結果が出

た。増加しているのは、平成 3 年ごろから平成 9 年ごろまでの時期のみということになるだろう。以上より、現代型少年非行は神戸児童連続殺傷事件や山形マット死事件が起きた平成 9 年にピークを迎え、それ以後は減少しているのではないかということが類推された。これを、戦後最悪の検挙数を記録した第三の波のピーク時（昭和 58 年）と比べてみると、傷害に関してはわずかな増加でしかないが、強盗と恐喝に関しては 10 ポイント以上、暴行に関しては 5 ポイント以上増加している。

平成 3 年から始まったこの戦後第四の波については、鮎川（2001）の言うように、存在自体怪しまれるといった意見の学者が多い。例えば、平成 9 年に起こった神戸児童連続殺傷事件では、いわゆるごく普通の中学生が被害者の頭部を切り落とすという猟奇的な犯罪をいきなり起こし、前代未聞の犯罪として大きな社会問題になった。この事件は現代の少年非行の象徴とされ、平成 12 年の少年法改正の大きなきっかけの一つとなったが、これに似たような事件が、実は過去にも発生していたのだ。昭和 44 年に川崎市で発生した聖サレジオ学園高校同級生殺害事件である。当時 16 歳でごく普通の優等生であった加害少年は、なんの前触れもなく被害少年の頭部を切り落とす事件を起こし、その猟奇性が世間を騒然とさせた。このように以前から、現代の少年非行のような事件は起きていて、現代はそれがメディアの発達により目立つようになっただけであり、そもそも少年というのはどの時代も不安定で、訳の分からないような事件を起こすものだ、というものである。

確かに近年のメディアの発達は目覚しく、以前のように新聞などの紙媒体を主としたメディアとは比べ物にならないほどのインパクトをテレビやパソコンを通して多くの人に与えることができる。猟奇的事件に関しては視聴率を稼ぐために過度な報道がされている感も否めないだろう。しかし、だからといって第四の波はなかったとはいえないのではないだろうか。確かに過去にも似たような事件は起きているため、「いきなり型」「暴発型」は現代に特有の少年非行だということはできないかもしれないが、初犯者率が上昇している以上、このような少年非行は増えていると予想できる。

法務矯正局編（1998）は、少年院新収容者の過去の保護処分歴の統計の推移から、家裁の審判や保護処分を受けたことのない少年が、重大な事件を起こすなどして、いきなり少年院へ送致されるケースが増えているとしている。「いきなり型」や「暴発型」という用語を直接使ってはいないものの、処分歴のない少年による非行の増加が、近年の特徴であると指摘している点が注目される。

この第四の波の存在は、第一章第一節でも述べたように、専門家や論文によって意見が分かれる。しかし、これらの事実から第四の波は確かに存在していたといえるのではないだろうか。

第二章 現代の少年非行の特徴

前章では少年非行の歴史を振り返り、少年非行とは世代ごとの社会状況を敏感に反映しているものであることや、メディアで騒がれている少年非行の増加・凶悪化・低年齢化は実は根拠に欠けることなどについて触れてきた。

しかし、近年の少年非行の質的変化もまた、メディアによって作り上げられた幻想なのだろうか。

私はそうは考えられないと思う。少年非行がこれだけ世間の注目を浴び、多くの大人が少年の心が読めないと嘆くのは、現に少年にかつてはなかったような変化が起こっていると感じる人が多いからではないのだろうか。

土井（2003）は、なぜ人々が少年非行の凶悪化を感じているのかについて、私たちが日常的に用いる「凶悪犯罪」は、犯罪報道などから受けた自らの印象を語る言葉として、きわめて主観的に構成されるものであるとし、人々の「凶悪化」というイメージを形成しているのは、最近の少年非行の不可解さそのものであるとしている。

確かに、近年は、従来の枠組みでは犯行の背景や動機を理解しがたい不可解な犯罪が目立つようになってきている。

この章ではそのような現代型少年非行の質的な変化に注目し、現代の少年非行の典型といえる事件なども取り上げながら、その特徴について述べていきたい。

第一節　非行グループの質的変化

近年の少年非行における特徴について、単独ではなく集団で事件を起こすということが挙げられる。第一章の第二節の世論調査（表１－２－２）でも、「集団によるもの」は「突然キレて行うもの」に次いで、増加していると思う少年非行の第４位である。確かに、少年による強盗の共犯事件・集団事件の推移を見てみると（表２－１－１）、第四の波の時期である平成6年には過去にないほどの上昇を見せており、近年ではその数値は下降気味ではあるものの依然として高い水準で推移している。少年による非行が集団化しているという世論の認識は間違いないもののようである。

表２－１－１

少年による強盗の共犯事件・集団事件の割合の推移

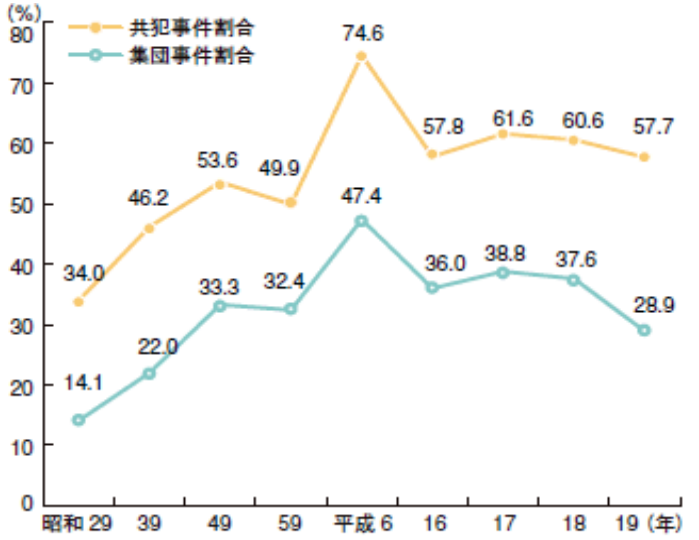

(注) 共犯事件とは，２人以上の共犯者による事件をいい，集団事件とは共犯事件のうち３人以上の共犯者による事件をいう。
資料：警察庁調べ

（2009　内閣府）

ここで、少年の集団といえばどのようなものをイメージするだろうか。その多くは少年が友人同士で徒党を組み、確固たる結束があるグループを想像するのではないだろうか。

かつての非行少年たちにとって、仲間との繋がりというのは最も大きな意味を持っていた。彼らの犯罪は、仲間との連帯を強化し、グループへの忠誠を確認する手段として機能していた。すなわち、仲間との関係を維持するために犯罪に手を染めるケースが多かったのである。しかし、最近はこの非行集団の繋がりに変化が起きていると思われる。少年非行の集団化の統計とは逆に、最近の少年たちは、かつてのような強固な非行グループを形成しえなくなっている。外見的には集団的な犯行であるとしても、その集団の内実は以前とは確実に変わっているのだ。だから逆に、仲間からの誘いを断ることができず、その場の雰囲気に飲まれて簡単に犯行へと加わってしまうのである。

また、日ごろの人間関係に安心感がないから、仲間との関係が一時的にでも揺らぐことを極端に恐れてしまう。その場の雰囲気を白けさせるのではないか不安になって、誘われたら断れない。互いの関係を維持する上で、確固たる繋がりを持った集団に属しているという自信がないから、乗り気でないことも拒否できないのである。こうして、外見上はかつてと同じようなグループによる犯行に見えても、近年のそれは、その場限りの薄い人間関係がもたらす犯行へと変わってきているのだ。第四の波の時期である平成5年に起きた、一人の中

学生が七人の同級生によりいじめられ殺害されたという山形マット死事件においても、加害少年は「断ってのけものにされるのが嫌だった。」「自分だけ格好つけてると思われるのが嫌だった。」「一緒にやらないと次は自分がいじめられると思って、仕方なくやった。」と供述している（1993年1月15日　『読売新聞』）。

以上のような脱集団化の傾向について、平成10年度版の『犯罪白書』は、多人数による犯罪は増えているものの、仲間どうしの絆は逆に弱まっていると指摘する。忠誠を要求するような構造化された集団はもはや存在せず、たまたま偶然居合わせたり、誘いを断れなかったような仲間と一時的に盛り上がっただけで、その場限りの浮ついた気分が重大な犯罪へと発展しているのである。

このような犯罪は、類型としては共犯・集団事件である。しかし、だからといって、このような現象を少年犯罪の集団化と呼ぶことができるであろうか。彼らは一人で犯罪を起こす力量がないために、ただ群れているだけである。近年の少年は、特に非行を行う少年に限っていえば、他者とうまく繋がりを作ることができないのではないだろうか。そのような意味で、第四の波と言われる時期の非行グループの質は、他の時期のそれと決定的に異なっている。

以上より、近年の少年は、かつての少年たちにあったような集団に対する帰属意識が薄れていることや、世論で言われているような少年非行の集団化というのは統計だけ見ると正しいものであるが、その内実について見れば、少年は孤立化し言えているのではないかということが分かった。第二節、第三節では現代の少年非行の典型例ともる二つの事件を通して、現代少年非行の特徴をより深く考えていきたい。

第二節　ケース研究①「神戸児童連続殺傷事件」

ここでは、現代型少年非行の典型例であり、後の少年非行にも大きな影響を与えた、神戸連続殺傷事件について詳しく見ていくなかで、現代型少年非行の特徴について考えていきたい。

まずはこの事件の概要をまとめていきたいと思う。神戸児童連続殺傷事件とは、平成9年に兵庫県神戸市須磨区で発生した当時14歳の中学生による連続殺傷事件である。別名「酒鬼薔薇事件」「酒鬼薔薇聖斗事件」とも呼ばれ、この事件で2名が死亡し、3名が重軽傷を負った。

数ヶ月にわたり複数の小学生が殺傷された事件であるが、通り魔的犯行や遺体の損壊が伴った点、特に被害者の頭部が「声明文」とともに中学校の正門前に置かれた点、地元新聞社に「挑戦状」郵送された点など、強い暴力性を伴う特異な事件であった。また、この事件の加害者である少年のことを、後の新聞

報道や週刊誌では一般的には「少年A」と呼んでいる。

事件の経緯だが、この事件は大きく三回に分けて起こっている。第一の事件は平成9年2月10日に、神戸市須磨区の路上で小学生の女児２人がハンマーで殴られ、1人が重傷を負ったというものである。第二の事件は3月16日に起き、同区内の公園で付近にいた小学生の女児に手を洗える場所はないか尋ね、学校に案内させた後、「お礼を言いたいのでこっちを向いてください」といい、振り返った女児を八角げんのう（金槌の一種）で殴りつけ逃走したというもので、女児は病院に運ばれたが、数日後に脳挫傷で死亡した。その数分後、同公園にいた別の小学生の女児の腹部を刃渡り13センチの小刀で刺して全治2週間の怪我を負わせた。第三の事件は5月24日に、同区内に住む男児を近所の高台に誘い出し、殺害したもので、その後、その遺体の頭部を糸のこぎりで切断し、自らの通っている中学校の正門にその頭部を放置したものである。

成人の刑事裁判と異なり、少年審判は非公開であり、審判の内容は公開されず、審判の結果も公開されないか報道されない事例が大部分であり、多くの人々に注目された事件の審判の結果が公開され報道される程度であるが、この事件は人々からの注目度が著しく高かったので、家庭裁判所は例外的に精神鑑定の結果を公開した。草薙（2004）によると、精神鑑定結果が示す少年Aの特徴は、以下の通りである。

・脳のX線検査、脳波検査、CTやMRIによる脳の断層検査、染色体検査、ホルモン検査に以上はない。
・非行時、鑑定時とも精神疾患ではなく、意識は鮮明であり、年齢相応の知的能力はある。
・非行時、鑑定時とも離人症状と解離傾性（意識と行為が一致しない状態）であるが、犯行時も鑑定時も解離性同一性障害ではなく、解離された人格による犯行ではない。
・未分化な性衝動と攻撃性の結合により、持続的で強固なサディズムがこの事件の重要な原因である。
・自己の価値を肯定する感情が低く、他者に対する共感能力が乏しく、その合理化・知性化としての虚無感や独善的な考え方がこの事件の原因の一部である。

犯行の動機について、少年Aは小学5年のときからなめくじやかえるを殺害することで性的な興奮を感じていた。中学生になると猫を虐待するようになり、少年Aはその頃から人を殺害して遺体を損壊することによって、猫に対して虐待するよりも大きな興奮や快楽が得られると考えるようになった。その思いがどんどんエスカレートし、それが自分の運命だと思い込むようになり、この事件を行った。殺人の動機の類型としては快楽殺人である。

次に、少年Aの生育環境について、少年Ａの父母の著書『「少年Ａ」この子を生んで…悔恨の手記』を参考にまとめる。少年Aは1982年に一部上場メーカーに電気配線の技師として勤める父と専業主婦の母との間に長男として誕生する。1年後には次男、3年後には三男が誕生。小学校の入学と同時に母親の実母の家に同居を始める。「怖がり」で「臆病」と母親が評する少年Aを、両親は甘やかさず、厳しく育てたという。小学2年生になって少林寺拳法の道場に通い始め、そこでは目立った非行や問題行動は起こしていなかった。小学3年生になって間もないとき、父親に叱られた少年Aが激しく泣き、意味の分からないことを口走ったので、病院に受診したところ、軽いノイローゼだと診断された。それから両親は多少のことがあっても少年に対して厳しく叱ることをせず、ある程度は放任な教育方針に転換したという。小学5年生のときに少年が唯一なついていた祖母が肺がんで死亡し、少年Aは大きなショックを受けると同時に、それから「死」というものに異常な興味を示すようになった。少年の両親については、暴力助長的であるとかアルコール依存であるといったことはなかった。母親も育児放棄的であったわけでもなく、学校での成績も人並みであったという。家庭環境に特に問題があったとは考えられない。少年Aの交友関係について、少年には同世代の子どもと同じように数人の友人はいたが、少年が平気で猫に対して石を投げつけたり、意味不明な発言をするのを聞いて、皆少年Aとは一歩引いて付き合っていたようである。そういう意味で少年Aには本当の友達というものはいなかった。また、少年Aは小学低学年のころからテレビゲームに熱中しており、学校に行かず部屋からも出ずに、一日10時間以上遊んでいたこともあったという。ゲームの内容は、登場する敵を残虐な方法で倒すというもの（銃で撃ったり、ナイフで刺したりする）であった。

少年Aに関するエピソードとして、少年Aが在籍し、遺体の頭部が正門前に置かれていた友が丘中学校の当時の校長である岩田信義は、少年Aには問題行動や風変わりな行動が多かったと証言する。他の生徒の靴を隠す、ラケットで何もしていない生徒の頭を叩く、カッターナイフで他の生徒の自転車のタイヤを切るといった行為があり、少年Aが在籍していた小学校からは「刃物を一杯突き刺した不気味な粘土細工を作成していた」という報告を受けたという。担任の話によると、少年Aは総じて動きに乏しく、注意しても担任の顔を直視することはなく、心は別のところにあり、意識がずれ、ことばが届かない感じを受けたという。しかし、これら少年Aの行動は思春期前期の子どもにままみられるパターンであり、非行と奇行のはざまにある行動だと岩田は指摘している。このような行動を心配した少年Aの母親は、精神科医に診察を受けさせていたが、精神科医は学校生活の中で指導するほうがいいという判断を下し、児童相談所には通所させなかった。それを受けて、学校は重点的に少年Aを指導し、

事実、しばらくすると問題行動は減ったという。また、第一、第二の事件を起こした後の平成9年5月11日には、母の日のプレゼントとして、母に両親の結婚式のときに撮った記念写真を模写して、花嫁姿の母の絵を手渡すなど母親を思いやる一面も見せている。

以上、神戸連続児童殺傷事件について見てきたが、少年Aがこれほど残酷な事件を起こす要因があるとは思えないというのが一般的な考え方ではないだろうか。少年Aはごく普通の家庭の子どもである。両親に虐待を受けていたわけでもないし、生活水準も一般的である。祖母の死を経験したことにより死に対して興味を持つようになるが、それも多くの子どもが体験することであり、この少年に特有のものではない。中学校での問題行動も、岩田校長のいうように、思春期前期に見られる行動の範疇である。この少年をこれだけの大事件を起こす残酷な殺人者とさせる決定的な要因がこれら話からは全く見えてこない。この意味の分からなさこそ現代型少年犯罪の典型である。

この事件が起こった後、週刊誌が少年法の規定に反して少年Aの実名と顔写真を掲載したことや、少年の個人情報や各種資料の流出、両親宅の盗聴騒ぎなど、さまざまな事件が巻き起こったが、それもいかにこの事件が当時の社会に衝撃を与えたかということを物語っている。

第三節　ケース研究②「栃木女性教諭刺殺事件」

ここでは、前節の神戸連続児童殺傷事件から、約半年後に起こった栃木女性教諭刺殺事件を取り上げたいと思う。

この事件の概略についてまとめる。栃木女性教諭刺殺事件とは平成10年1月栃木県黒磯市の北中学校で、当時13歳だった少年が、授業に遅刻していったことを当時26歳だった女性教諭に注意された際、そのことに腹を立て、隠し持っていたバタフライナイフで胸や背中など7ヶ所を刺し、死亡させたという事件である。

この事件の加害少年は問題行動や補導歴もなく成績も優秀だった、いわゆる「いい子」であったことが社会に衝撃を与えた。前節の神戸連続自動殺傷事件からすぐにこの事件が起きたことから「キレる中学生」が社会問題になり、この事件で少年がナイフを学校内に持ち込んでいたことから、各地の中学校で所持品検査が行われた。

事件が起こった当時の新聞を参考にこの事件ついてまとめる。1998 年 1 月 28 日午前、栃木県黒磯市北中学校に登校した加害少年は朝からが気分が悪く、2 時間目の国語の授業が終わると保健室に行った。少年はテニス部に所属しており、二ヵ月後に大会を控えていたが、足の故障によって活動が満足に続けら

れなくなり、少年は強いストレスを受けていた。3 時間目は、彼が科目も担当教諭も嫌いな英語の授業だった。教室に戻る途中にトイレに寄ったので、およそ 10 分ほど遅れて教室に入ったが、女性教諭から冷たく注意される。その後ノートを開いたと思うと、芯を出さないままシャーペンで何か滅茶苦茶にノートに書き、ノートを破り捨てた。さらに席が近い友人の生徒に漫画の話をしていたが、教諭に再び注意を受ける。少年は、教師を眼光鋭く睨み付けたが無視された。プライドを傷つけられたと解釈した少年は、授業が終わる寸前「ぶっ殺してやる!」と口走った。友人は「やめろ、殺すな」と制止した。授業終了後、教諭は授業中に会話を交わした少年と友人を廊下に呼び出して注意を与えたが、少年との間で交わされた言葉は以下のようなものだったといわれる。
教諭「先生、何か悪いこと言った？」
少年「言ってねぇよ!」
教諭「いってねぇよっていう言い方はないでしょう？」
少年「うるせぇな!」
こういうと少年はバタフライナイフを右ポケットから取り出し、教諭の左首筋に当てた。これに対し、教諭は結果的に最後となる言葉をひるむことなく発した。
「あなた、何やってるのよ!」
直後、少年の声が響いた。
「ざけんじゃねぇ!」
続いて、少年は迷うことなく教諭の腹部にバタフライナイフを突き刺した。
「ぎゃーっ!」という激しい悲鳴が廊下に響いたが、さらに胸、背中と少なくとも 7 ヶ所をナイフが貫いた。なおも少年は、倒れこんだ教諭の身体を蹴り続けていたが、驚愕した友人の通報で隣の教室から飛び出してきた男性教諭に取り押さえられ、通報で駆けつけた警察官に拘束された。
　この事件を起こした動機について、後に少年は「以前から女性教諭のことが嫌いだった。女性教諭と口論をしている途中から、この先生は自分のことが嫌いで腹いせのために怒っているんだと思った。そう思ったらとても腹が立ってきて、カッとなって刺してしまった。」と供述している。
　この少年の生育環境についてまとめる。少年の家庭は黒磯市の酪農農家で、両親と祖父、曾祖母、それに 5 歳違いの兄と 2 歳違いの姉の 7 人家族だった。母親が教育熱心であり、その甲斐あって少年は幼いころから成績優秀で、小学校では常に学年で 1，2 番の成績を取っていた。しかし、過度なスパルタ教育を行っていたというわけではなく、少年から母親に悩みを打ち明けることもあったなど、ごく普通の親子関係であった。父親との関係も良好で、休日に二人で出かけることもしばしばあったという。同居する祖父と曾祖母との関係も特

に問題はなかった。少年が通っていた小学校でも特に問題を起こしておらず、そういう意味で前節の神戸連続殺傷事件を起こした少年 A とは異なっている。近所の人たちにも積極的にあいさつをするような普通の子どもであった。同年代の子どもなどと同じようにゲームに熱中することはあったが、母親が宿題もやらずにゲームをする少年を見て、ゲームは一日一時間までという規則を作ったら、それを従順に守っていたという。少年の交友関係について、事件が起きた中学校の当時の校長である塩山元久によると、いつも談笑する友人はクラスに 5 人ほどおり、不良と付き合うような子どもではなかったそうだ。学校外でも交友関係に目立った問題はなかった。日ごろの不満を友人に打ち明けることもあったが、強い口調で他人を非難するようなことはなかったという。

なぜバタフライナイフを持っていたのかということに関して、当時の黒磯北中学校では、流行っていた少年漫画の影響から、腕に文字を刻み付ける遊びが行われており、この事件が起きる前にも同じクラスで少なくとも男子生徒三人がナイフを持って登校していたことが分かっている。

少年に関するエピソードとしては、犯行当時勉強について悩んでいたということが挙げられる。少年は小学校のときからさほど努力しなくてもトップの成績を保っていた。しかし、中学校にきてその成績は思うように伸びず、テストでは思わしくない点数を取ることもあった。特に英語は苦手だった。ずっとトップの成績だった少年はプライドが傷つけられた様子で、母親や友人に弱音を漏らすことも多くなっていったという。事件の半年前には足を怪我し、思うように部活ができなくなってから、しばしば保健室を利用するようになった。このころ 4 日連続で学校を休んだことがあり、担任が自宅を訪問し、「がんばれ」と声をかけたが特に様子が変わったということはなかったという。少年はそれからますます保健室利用が増えていった。英語の授業が嫌いで、英語の前によく保健室に逃げ込んでいたようだ。養護教諭に「精神的に不安定」と判断され、このあとも何度か担任が自宅を訪問している。

この事件は、普段非行の素振りも見せていなかった少年が起こしたものという意味で現代型少年非行の典型例といえる。社会に与えた影響に関しては、その残忍さから前年の神戸連続児童殺害事件の方が大々的に報道されたが、現場の教師をはじめ親や友達がまったくこの少年の異変に気付かなかったという点から言うと、その衝撃はかなり大きなものだった。

以上、事件の詳細や加害少年について振り返ってきたが、前節の神戸連続児童殺傷事件と同様に、この少年にこのような事件を起こす要因があるとは思えなかった。これまで書いてきたことがこの少年のすべてだとは言わないが、この少年はごく普通の少年であるというのが多くの人が受ける印象ではないだろうか。

第三章　現代の少年非行の原因論

前章では現代の少年非行の特徴についてまとめてきた。その中で、非行少年グループのつながりの弱さや加害少年にどのような特性があるのかが、大まかではあるが明らかとなった。以上を踏まえて本章では、本論のテーマである現代の少年非行の原因について考えていきたい。

現代型の少年非行がメディアなどで盛んに報道されるようになった平成９年以降、その原因についてはさまざまな説が考えられてきた。その説を検証し、また新たな説を考えることで、現代型の少年非行が増えてきた原因を探っていきたいと思う。

第一節　家族制度の変化

少年非行の質的変化の原因を考えるに当たって、以前から言われているものに家族制度の変化が挙げられる。戦後、核家族化が進行したことによって、家庭の教育機能が低下し、子どもの発達・成長に問題が生じているのではないかというものである。例えば、現代型少年非行のピーク時であり、「キレる」という言葉が流行語ともなった平成９年に発表された、文部省の「今後の家庭教育支援の充実についての懇談会」の報告「『社会の宝』を育てよう」では、「最近、校内暴力や不登校、少年による残虐な事件といった子どもの問題行動が深刻化しています。こうした問題の背景として、近年の都市化、地域による地縁的なつながりの希薄化、核家族化が進行したことにより、親の間に、子育ての負担感や子どもの教育の仕方が分からないといった育児による悩みが広がっていったことが挙げられます。」と指摘されている。

だが、はたして核家族化が、家庭の教育機能を低下させたと言いえるのであろうか。家庭の教育機能の低下が問題にされるとき、必ずと言っていいほど指摘されるのが、「過保護」や「甘やかし」である。前章の第二節で取り上げた神戸連続殺傷事件の加害少年も、核家族であり、祖母と同居したことはあるが、小学５年生のときにその祖母は亡くなっている。また当初は両親も厳しくしつけていたが、小学３年のときに少年が厳しくしかられノイローゼになったことをきかっけとして、少年が欲しいと言ったものは何でも買い与えるといったように甘やかすようなった。このように甘やかされた子どもは何事に対しても我慢ができず、自分の気に入らないことには、すぐにキレるというのが世間一般のイメージではないだろうか。また前章の第一節で述べた非行少年がグループの中で孤立しているという現象に関しても、家族構成員が少なく祖父母のいない核家族の中では、他人と接するコミュニケーション能力が健全に育たないの

ではないかという考えもある。

近年の『厚生白書』には、核家族の増加が少年非行などさまざまな家庭問題の原因となっているという内容の記述が見られる。平成 11 年の厚生白書は、核家族化が「家庭内の人間関係に新たな形態をもたらしつつある」とし、離婚の増加、親子の会話不足、母親の育児ノイローゼ、子殺し、育児放棄、過干渉、しつけの低下、少年の非行増加などの問題を列挙した。同時に、「直系家族的生活様式」では、しつけについて「家族構成員がそれぞれ役割を分担していた」と高く評価し、他方では、兄弟や祖父母との接触の減少は、多角的な人間関係の中で育つ機会やしつけが不足するとしている。このような内容の記述は他のさまざまな白書にも見られている。第四の波の時期である平成 10 年の『犯罪白書』の第三篇「少年非行の動向と非行少年の処遇」では、「近年の少年非行の原因として、いわゆる核家族化が進むにつれて、家庭は愛情的結合の集団として、その機能は純粋化したが、一方でその力は弱まり、ことに都市化の進展とともに、家庭の無気力化ないし孤独化の傾向が顕著になっていることがあげられる。」と述べられている。

しかしこうした養育態度や家族制度の変化が、現代型の少年非行が増加した原因だといえるのか。本節では以上のようないわゆる「核家族有害説」ついて検証していきたい。

まず本節の始めにあたって、核家族率の推移について見てみる。表３－１－１は平成 18 年の『少子化社会白書』に載っている核家族率と三世代家族率の推移である。

表３－１－１

	核家族	三世代家族
1975 年	69.9%	27.8%
1980 年	71.1%	27.0%
1985 年	70.5%	27.2%
1990 年	70.7%	26.8%
1995 年	71.1%	26.1%
2000 年	74.5%	23.1%
2005 年	75.1%	19.2%

（2006　内閣府）

広井（2007）によると、1955（昭和 30）年には 18 歳未満のこどもの約 59%が核家族世帯に、41%が三世代家族に暮らしていたとされる。そうすると、1955 年から 75 年の 20 年間に、核家族率は 10%ほど増加したことになるが、その増加率は平均すれば年 0.5%の微増に過ぎない。そして、それ以降、第四の波の時期の 1995（平成 7）年まで、ほとんど変化していない。広井は、「高度経済成長期に若干の核家族率の変化は見られたものの、子どもを育てる暮らしの単位としては大きな変化はない。」として、「昔は祖父母がいて健全な子育てだったのに、今は核家族になったので子育てがうまくいかなくなったという認識は間違っている。」と指摘している。

しかし、ほんとうに核家族の増加が過保護や甘やかす親を生み出し、それが非行少年を増加させたといえるのだろうか。昭和 52 年版犯罪白書は、「普通の家庭」の少年による犯罪、つまり、「少年非行の普遍化」の要因を明らかにすることを目的とし、非行少年の保護者の養育態度に関する調査を載せている。以後、この調査は平成 14 年度版まで毎年掲載されており、表３－１－２はその一覧である。

なお、この調査は法務省特別調査によるものであり、全国の地方検察庁が受理した少年事件（道交違反、業過及び簡易送致、追送致、他庁からの移送、再起等の事件を除く。）の中から、無作為に十分の一を抽出し、その両親がアンケート形式で回答している。

表３－１－２

調査年度	厳格 （過干渉）	甘やかし （過保護）	放任	監督能力 なし	その他 不明
昭和 52	9.0%	22.1%	58.5%	2.9%	7.4%
53	8.7	17.4	61.7	3.8	8.4
54	7.6	15.8	59.5	4.5	12.5
55	10.0	15.9	58.7	5.1	10.4
56	8.0	17.1	59.3	3.1	12.5
57	9.7	16.6	58.5	3.3	12.0
58	9.4	17.1	56.2	2.6	14.7
59	8.7	19.7	52.5	3.2	15.8
60	10.4	17.4	49.7	4.2	17.9
61	12.9	14.9	51.2	4.5	16.5
62	13.8	16.2	49.6	4.1	16.4
63	15.4	18.3	47.5	3.7	15.1
平成元	14.0	22.4	46.7	3.4	13.4
2	17.6	26.3	51.6	4.5	―
3	18.9	22.8	55.0	3.2	―
4	25.0	17.8	54.0	3.3	―
5	30.3	17.3	48.2	4.2	―
6	32.5	17.5	45.0	5.0	―
7	30.1	17.7	47.3	4.9	―
8	30.2	20.0	45.0	4.8	―
9	31.1	18.5	45.2	5.2	―
10	33.0	19.2	42.6	5.2	―
11	32.0	19.7	45.0	3.3	―
12	33.8	18.2	44.2	3.8	―
13	34.8	17.8	41.9	5.5	―

※触法少年、両親がいないか不明、または監督者が全くいない者を除く

（2002 法務省）

平成 7 年度版の犯罪白書は、この調査結果について、「最近においては、両親の健在や経済的安定などの形式的要件は具備しているものの、少年に対する基本的な保護的・教育的機能に問題のある家庭が少なくなく、これが少年非行に密接に関連するに至っていると推論することができよう。」と述べられている。

確かに、犯罪白書の言うように、このデータから非行少年の親の養育態度に問題があることは分かる。しかし、ここから「少年非行の普遍化」をどれだけ読み取れることができるだろうか。非行少年の保護者の養育態度として最も多いのは「放任」であり、それは統計データのある 25 年間変わっていない。また、「甘やかし」や「過保護」は、問題にされる割に一貫して少ない数字であり、かつ、減少傾向にある。一方、増加しているのは「厳格」で、昭和 63 年から平成 9 年の 10 年間で 15.4%から 31.1%へと倍増している。

この資料から平成 3 年からの第四の波では、厳格な家庭での少年非行が多くなっているという事実が分かった。過保護や甘やかす親に育てられた子どもが非行を行いやすいとは言い切れない結果となった。

以上より、核家族率は第四の波の時期にあっても 20 年前とさほど変化していないこと、非行少年の親の養育態度で過保護や甘やかす親が減少していることから、「核家族化の進行によって子どもを甘やかす親が増え、それが少年非行の原因となっている」という考えは誤ったものであることが分かった。過保護こそ核家族の親の典型的な養育態度であり、甘やかされて育てられた子どもは非行を起こしやすいと思われてきたが、意外にも非行少年の親の養育態度として、過保護は一貫して少なく、増えているのは厳格な親である。つまり、親の甘やかしが少年非行の主な原因であるとか、過保護な親が増えたからキレる少年が増えたと言うことはできない。

第二節　ゲームは少年非行を助長するか

次に、現代の少年非行の原因は子どもテレビゲームをやるようになったからではないかという「ゲーム有害論」について考える。

テレビゲームはここ数年で急激に普及した。今や少年は誰しもがテレビゲームで遊ぶ時代である。ケースワークで挙げた神戸の事件や栃木の事件に関しても、加害少年は頻繁にテレビゲームをしていたという記録がある。

テレビゲームが少年に有害なのではないかという議論が持ち上がったきっかけとなる事件が 2005（平成 17）年 2 月 14 日に大阪府寝屋川市の小学校で起こった。この事件は後述するように、17 歳の少年が自分も通っていた小学校に 13 時ごろ侵入し、そこの教諭を包丁で刺し死亡させたというものであるが、こ

の加害少年は長年テレビゲームに熱中しており、学校にも行かず、毎日朝から晩まで部屋にこもってゲームをしていた（2005 年 2 月 18 日　『産経新聞』）。以前から、子どもの成長にとってゲームは悪影響を与えているのではないかという議論や暴力的な描写のあるゲームは子どもに有害なのではないかという意見はあった。しかし、この事件から「ゲーム有害論」についての議論が再び巻き起こった。

森（2002）はその著書『ゲーム脳の恐怖』の中で、ゲームをすることにより、脳の発達が阻害され、それが少年非行の原因となっているという衝撃的な研究を発表した。人間の脳にはアルファ波とベータ波があり、アルファ波はリラックスした時などに見られる脳波、ベータ波は緊張時や覚醒時などに見られる脳波である。この著書のデータによると、普段、人間はアルファ波よりもベータ波が多く出ているのだが、ゲームをするとベータ波が下がり、ぼーっとした状態になるという研究結果が出ている。この状態が、脳の破壊に繋がるというものである。さらに、人間は脳の前頭葉で目から入った情報を理解し、何をすべきかということを決めるのだが、ゲームをほとんどやったことのない者がゲームに接する時というのは非常に前頭葉が働いて、発達に繋がる。ところが、ゲームに熟練してくるとあまり考えなくなるので、前頭葉を使わなくなる。つまり熟練してくると視覚と運動神経だけでゲームをしてしまうので、前頭葉は刺激されない。つまり、過度にゲームをすると前頭葉が未成熟なままになってしまうので、情報をどう処理していいか、していいことと悪いことの区別が分からなくなってしまい、社会的判断能力に欠如してしまうのだ。

さらに、この著作によると、前頭葉の発達に一番大切なのはコミュニケーションであるという。会話や喧嘩など、相手を理解する・欺くなどの対人関係が前頭葉の活性化につながり、物事を判断する脳ができあがるというのだが、現代の少年犯罪から感じる「わけのわからなさ」とは、このコミュニケーションのなさから来ているのではないだろうか。過去の少年犯罪とは、口げんかがあって、それから殴り合いになるなど、当事者の間にはコミュニケーションがあった。しかし、現代のそれは一方がいきなり怒ってナイフで刺したり、金槌で殴ったりと、コミュニケーションが欠如している。これが「最近の少年は凶悪化している」という世論に繋がるのではないだろうか。

しかしこの著書については、否定的な意見が多い。香山と森（2004）によると、森が独自に開発した簡易型の脳波測定器は厳格な医学的手続きを踏んでおらず、測定方法にも疑問があることや、森がデータとして掲載しているアルファ波・ベータ波は、本来、目を開けたり閉じたりする程度で入れ替わるものであり、アルファ波・ベータ波それぞれの大小で脳の状態を判断できるものでないことなどが指摘されている。これらの意見を考慮すると、前頭葉はコミュニ

ケーションで発達するという研究は他の脳科学者も証明しているため事実であると言えるが、ゲームによって脳が発達しないという研究は信憑性に欠けると言わざるを得ない。

次はゲームの暴力性に注目した研究について考える。2003 年 12 月 12 日、東京大学本郷キャンパスにて、東京大学大学院情報学環歴史情報論研究室とＩＧＤＡ（国際ゲーム開発者協会）が運営する「東京大学ゲーム研究プロジェクト」の公開講座が開催された。そのテーマは「テレビゲームと子どもたち」であり、お茶の水女子大学助教授の坂元章助は、ゲームによって暴力的な傾向が強まるかについて述べている。その中で、暴力的なゲームをプレイした場合に、子どもが暴力的な傾向を持つことが認められる方向の研究結果があるとし、テレビ映像についても同様だと述べている。暴力シーンによって欲求不満が解消されるという説もあったが、現在はこの説は否定されているという。この理由について、ゲームが暴力を学習させることが大きな理由であると説明。暴力を学習するというのは、暴力によってヒーローが問題を解決したりすることで、暴力がよい解決手段だと認められてしまうことが挙げられる。特にゲームにおいては自分自身を反映したキャラクターが相手を倒すことで、ストーリー展開や未知の映像などを含めた報奨を得る構造になっているため、テレビよりも影響力が強いのではないか、という説もあるとしている。

また、ゲームの中で暴力を振るうことで、実際に暴力を振るうことにも慣れてしまう。例えば現実に怒りを感じた場合、我慢する、逃避するなどさまざまな選択肢があるが、暴力への回路が開かれやすい状態になるというのだ。

その他、技術が進歩することによって、ゲームがより現実に近づいている点が触れられた。そのため、学習された暴力が現実世界でも出てしまう傾向が強まっているという。

ただし、ゲームのどういった要素が暴力性を引き出すか、という部分まではあまり研究が進んでいない。格闘ゲームで相手を倒すことと、ＲＰＧでモンスターを倒すことは同じ「暴力」であっても表現方法や質が異なるわけで、テレビゲームでも要素によって暴力性の傾向が異なる可能性は高いのではないかとしている（2003 年 12 月 13 日　『読売新聞』）。

つまり、暴力的な描写は暴力を身近に感じさせることから、暴力に対し肯定的な感情を持たせやすいという研究結果が出たのである。

さらにゲームをすることの弊害は、暴力的なシーンに触れること以外にも考えられる。ゲームとはたいていの場合、家で一人で行うものである。なかには友達と一緒に遊んだり、兄弟、家族とやるという場合もあるだろうが、その割合として最も多いのは一人で行う時間であることに間違いはない。ゲームが今ほど普及していなかった時代、子どもたちは学校から帰ってくると公園や誰か

の家に集まって、集団で遊んでいた。その中で会話や喧嘩をし、他人はどんなことを考えているか、どういう風に他人とコミュニケーションを取ればいいかを学んでいた。しかし、ゲームが各家庭に現れたことにより、そのような煩わしいことをしなくても、手軽に楽しく遊ぶ手段ができてしまったのである。このような間接的な意味においても、ゲームが少年たちのコミュニケーション能力に良い影響は与えないと言うことができるのではないだろうか。そのように他人とうまく関われない少年は孤立化していき、非行へと向かって行くのではないだろうか。

ゲームが少年に与える影響については諸説あり、以上に挙げた意見と全く違う考えがあるのも事実である。さらに、脳科学という学問分野はまだ未開発な部分が多く残されており、将来的にはまったく違う事実が明らかになる可能性も多く残されている。しかし、少なくとも、現代の少年たちがゲームをする時間、過去の少年たちは友達同士で遊んでいたことを考えると、そのコミュニケーション能力に差が生じるのは当然のことのように思われる。ゲームが犯罪を誘発するとは言い切れない部分も多分にあるとしても、その点に関していえばゲームと少年非行には相関関係があると言えると考える。

第三節　マスメディアによる過剰報道の影響

ここでは、マスメディアが少年非行を助長しているのではないかという考えを検証する。ここで言う「助長」とは、ある少年による事件が起こったときに、それをマスメディアが過剰に報道することによって、その事件を真似するような事件を他の少年が起こすという事である。

少年非行に関してマスメディアによる影響を調査するのは難しい。少年非行による総検挙・補導員数と少年非行の報道件数との関係を調べたとしてもそれはあくまで相関係数であり、他の無視できない要因の影響を排除している。そのためここでは、マスメディアが少年に大きな影響を与えた代表例として、少年非行には当たらないが、やはり問題行動のひとつである自殺について因果関係が明確に想定されるひとつのケースを取り上げて、報道が少年に与える影響について考えてみたい。

1986（昭和 61）年 4 月 8 日、アイドル歌手Ｙさん（当時 18 歳）が所属プロダクションのビルの屋上から飛び降り自殺した。写真週刊誌は路上にうつ伏せに横たわる彼女の写真を掲載し、芸能ニュースが大きなウエイトを占めているテレビのニュースショーやワイドショーは、連日Ｙさんの自殺を取り上げ、現場に花束を捧げるファンの姿も報道した。その中で、彼女の自殺は、かつてテレビドラマで共演した年上の俳優に憧れ、食事をともにしたり電話でおしゃべ

りをしていたが、愛情を告白してより深い交際を申し込んだところ、受け入れてもらえずに悩んでいたことが原因だったと結論づけられた。ここにおいてＹさんは、自らの愛に殉じた可憐な女性として神格化されるとともに、自殺自体が崇高なイメージとともに神格化され、数多くの少年たちに印象づけられたのである。そしてこれらの報道をきっかけに少年たちは自らもその神秘性に魅かれ、Ｙさんの後を追うように自ら命を絶ってしてしまうのである。

Ｙさんの自殺があった昭和 61 年を遡る過去 2 年間の少年の自殺者数は昭和 59 年に 572 人、昭和 60 年に 557 人であった。ところが昭和 61 年には少年の自殺者数が前年を 245 人、44％も上回る 802 人に急増した。また自殺の手段についても、昭和 60 年と 61 年を比較すると、飛び降りが 121 人から 273 人になっており、二倍以上増えている（各年の『警察白書』による）。

マスメディアはＹさんの自殺を美化し、Ｙさんの自殺をきっかけとして少年の自殺報道を増加させたが、こうした報道の姿勢は、少年たちにいっそう飛び降り自殺というものを身近に感じさせ、それを選択させるに至った、あるいは少なくともその傾向を増幅させたのではないかと考えられる。

これと同じことが少年非行においても起こっているということが言えるのではないだろうか。例えば、2005（平成 17）年 2 月 14 日に大阪府寝屋川市の小学校で 17 歳の少年が小学校教諭を包丁で刺し、殺害したという事件が起こったが、この事件の加害少年は、平成 9 年に起こった神戸児童連続殺傷事件に強い関心をもっており、神戸の事件の加害者である少年を英雄視するような言動を周りに見せていたという。また、同じく平成 17 年の 4 月に 17 歳の少年が、東大阪市の公園で幼稚園児の頭部をハンマーで殴り、重症を負わせたという事件に関しても、神戸の事件に強い関心を持っており、同じく英雄視するような言動を取っていたという（2005 年 5 月 24 日　『読売新聞』）。この種の「英雄視」は、テレビを代表とするマスメディアによる過度な報道によって作られるものであることは間違いない。

少年とは、その未成熟さ故に、さまざまなものの影響を過度に受けてしまうものである。その中でも、テレビを中心とするマスメディアは少年たちの生活に最も密着しているものである。その影響の強さから少年たちを犯罪に押しやったり、（あるいは非行に至るのを押しとどめたり）する力を持っている。

マスメディアの影響が、少年たちの間である価値観を生み出し、それを広げていった例としては、戦後最悪の検挙数を記録した昭和 50 年代の第三の波の時期に「不良ブーム」「ヤンキーブーム」が起こったことが挙げられる。この時期は中学での校内暴力を始めとして、傷害犯の割合が高かった。（表１－３－１）こうした少年を若者の象徴として、「不良」「ヤンキー」などについてメディアが取り上げることによって、それをかっこいいと思うような若者を生み

出し、どんどんその数を増やしていったのである。第三の波のピークである昭和 58 年には「週間ヤングマガジン」でケンカに明け暮れる不良をテーマとした漫画「ビー・バップ・ハイスクール」の連載が始まり、少年たちの間で爆発的な人気となった。このようなことも当時の少年たちに「不良はかっこいい」という価値観を生み出し、「自分も不良になりたい」という考えを起こさせるひとつの要因になったのではないかと考えられる。

これと同じ現象が、現代の少年たちの間でも起こっているのではないだろうか。第三の波の時期と現代とを比べてみれば、パソコンの普及やテレビサービスの多様化など、マスメディアは急激に発達した。氾濫する情報の中で、前述した大阪府寝屋川市の事件や東大阪市の事件のように、重大な少年非行を行った人間に対し、憧れや自分もそうなりたいという気持ちを持つ者が現れてもおかしくはない。そうやってどんどん少年の間に、少なくとも非行を行うような者やその予備軍の間には、「普通の子がいきなり重大な事件を起こすのはかっこいい」という価値観が共有され、第四の波を形成していったのではないかと考えられる。

また、第二章第一節でも述べたように、非行少年たちはグループの中にいても孤独化しているというケースが多い。重大な事件を起こして周りの注目を集めたいがために、非行に走るといった場合もある。これに当てはまるのは、平成 20 年 6 月 8 日に東京・秋葉原で起こった通り魔事件である。この事件の容疑者は犯行当時 25 歳であり、少年ではなかったが、第四の波のピーク時である平成 9 年に中学生だった世代であり、神戸連続自動殺傷事件の加害少年と同い年であった。容疑者は後の取調べで、「友達も恋人もいなく、孤独だった。多くの人に注目されたかった。」と述べている(2008 年 6 月 8 日 『産経新聞』)。こうした事件も少年非行やその他の事件をマスメディアが過度に報道したことの弊害として起きたものであると言えるのではないだろうか。

非行予備軍の少年にとっては、マスメディアの報道が非行を起こさせるきっかけとなっているということも考えられる。少年非行に限定されるわけではないが、この例として「オレオレ詐欺」「振り込め詐欺」が挙げられるのではないだろうか。この詐欺が登場してから、マスメディアはこぞってこの詐欺について報道した。この場合、どのように詐欺にあったか、その手口はどのようなものであったかも一緒に報道するのが常であった。これはメディアの受けて側に注意を喚起させるという意味で一定の効果があったのかもしれないが、同時に詐欺を企てている者に手口を教えてしまい、非行の後押しをするという効果もあったのではないだろうか。大阪府寝屋川市の事件が起こった後も、このことが大きく報道させたれたことで、小学校のセキュリティーの甘さが明るみとなり、同様に小学校に侵入しようとする事件が京都・滋賀・宮城など全国で発

生した（2005 年 2 月 18 日　『読売新聞』）。

マスメディアが発信する情報をどのように理解するのかは、受けて側の問題である。判断能力のある大人なら、溢れる情報を自ら取捨選択し、送りて側の意図に沿った解釈や、情報の真偽を判断できるであろう。しかし少年とは未成熟なものであり、メディアの情報を誤った捉え方で理解してしまうことも考えられる。そのことが非行に向かおうとしている少年の背中を押すということは十分にありえる。

模倣犯というのはまさにメディアが作り出したものであり、少年自身が内部にその因子を持ち合わせていたわけではない。少年の実態が変化したわけではなく、社会が変化したことにより、少年たちは（少なくとも非行を行うような少年に限って言えば）、そのような非行の手段しか持ち合わせていなかったのではないだろうか。つまり、以前であればエスカレーション式に度合いが変化していくような非行が一般的であったが、それもその当時の「非行」という概念はそのようなものであっただけであり、現代はその概念そのものが変化したに過ぎないということである。

以上より、マスメディアのよる過剰報道は少年非行を増加させる一つの要因になっているということが言えるということが分かった。

第四節　従来の非行の減少

ここからは、従来の少年非行の典型である「エスカレーション型」非行が相対的に少なくなってきたために、現代の少年非行の特徴である「いきなり型」非行が目立つようになってきたのではないか、さらに従来の非行が減少したことにより、非行少年が「いきなり型」非行を起こさざるを得なくなっているのではないか、という考えについて検証する。

前節でも述べたように、まず軽微な非行を行い、だんだんその非行の度合いが増していくといった「エスカレーション型」非行は、従来の少年非行の典型的なものだった。内閣府青少年育成推進本部の少年非行対策課長会議による「平成 17 年度　少年非行事例等に関する調査研究報告書」の中でも、過去の少年犯罪を「エスカレーション型」と呼び、その定義を「一般的には軽微なものからより重大な非行へ走る類型であり、例えば、初めは喫煙、飲酒、保護者等の金品持ち出し等の不良行為から、万引き等のいわゆる初発型非行に進み、さらにその他の窃盗、傷害、殺人等の刑法犯罪へと非行が深化していくものである。」としている。

第二章第一節で、非行グループによる犯罪は増加しているが、そのグループの中での絆は弱まっていることについて指摘したが、本節の仮説はこの現象と

密接に関連している。土井（2003）の言うように、かつての非行グループとは、少年たちにとって密接な繋がりを持った第一義的な存在であると同時に、そこから巧みな非行の手口を伝授されるといった、サブカルチャーの学習の産物としての色彩が強かった。例えば、持ち主に暴行を加えることに伴うリスクを避け、安全に車やバイクを盗むには、始動キーを使わずに、接点に細工をしてエンジンをかけるテクニックを学ばなければいけなかった。このように窃盗といった比較的軽微な非行を行うときは、そこにテクニックを必要とすることから集団で行われるケースが多かったのである。

かつての非行グループは、単に犯罪の巧みな手口を学習のする場であっただけではない。非行に対し許容的な態度を醸成する場でもあった。だからこそ、非行グループに加わることは、非行サブカルチャーに親しむことを意味し、反社会的な態度や信念の確立を促すことに繋がっていったのである。コーエン（Cohen 1995）が「非行サブカルチャー論」の中で述べているように、非行少年としてのパーソナリティは、いきなり少年の内面に形成されるわけではない。それは、仲間集団からの学習を通じて初めて形成されるものである。サイクスとマッツァ（Sykes and Matza 1957）が「中和性の技術」として指摘したように、実際に非行を行う場合、非行少年たちは自らの罪悪感を中和化せねばならなかった。彼らによれば、非行少年たちは罪悪感を抱かないから犯罪を起こすのではない。罪悪感を打ち消すための独特なテクニックを持っているから犯罪に手を染めるのである。そして、そのための独特な価値観は、仲間集団における文化学習を通じて獲得される。すなわち、非行少年たちは、世間一般的な道徳がないわけではなく、世間の道徳と仲間の道徳の二つを持ち合わせているのである。彼らは、非行少年が用いる「中和化の技術」として、「責任の否定」「加害の否定」「被害者の否定」「非難者への非難」「高度の忠誠への訴え」の５つを指摘した。

「責任の否定」とは、その行為が引き起こされるのは自分のせいではないというものである。例えば、グループのリーダーに命令されて自分は仕方なく殴ったのだ、という正当化の仕方である。「加害の否定」とは、その行為によって現実に損害を被った人間はいないではないか、というものである。例えば、援助交際をしたからって、相手は何も損害を受けていないではないか、といった正当化のしかたである。「被害者の否定」とは、その行為が引き起こされた原因は被害者側にあるというものである。例えば、相手が喧嘩を売ってきたのでそれに応じただけだ、といった正当化の仕方である。「非難者への非難」とは、大人たちには非行少年を責める資格などない、彼らだって裏では悪いことをしているではないか、といった対抗クレームをするものである。「高度の忠誠への訴え」とは、自分は仲間のためにその行為をしただけであって、私利私

欲のためにしたわけではないから許されてもいいはずだ、といった自己肯定的な訴えの仕方である。

以上の説明からも分かるように、このような論理自体は、私たちが一般に用いる合理化や弁明と大差がない。だからこそかつての非行少年たちはその価値観を、私たちが自分の価値観を正しいと信じるように、信じていたのである。このようにして、非行の正当化が行われ、非行グループの中で非行少年のパーソナリティは形成されていったのである

よって、近年、非行グループの絆が弱まっているということは、従来の様な非行サブカルチャーを少年たちが学ぶ機会もそれだけ減っているということである。もはや逸脱文化が継承されないので、例えば車やバイクを盗みたくても、うまく盗む方法を知らない。だから暴力で奪うしかなく、それが近年の強盗の増加に結びついているのではないだろうか。さらに、これは上記のように逸脱的なパーソナリィの形成にも密接に関わってくる。この典型例が以前と現代の校内暴力の質の違いである。高野（1998）の言うように、かつての校内暴力はかなり組織的で、学校という権威に対する抵抗を皆で団結して行っているようなところがあった。そこには、学校文化への対抗文化としての非行サブカルチャーは確かに存在していた。少なくとも昭和 50 年代後半までは、学校にもれっきとした番長組織があり、非行行動と日常行動の境界もある程度は明確であったし、だからこそ、校内暴力は反学校文化の象徴たりえたのでる。ところが、現代の校内暴力は、まったく組織化されておらず、きわめて個人的な行為へと変化してきている。学校文化に対する抵抗にまではとても至らず、いわば幼稚な、気に入らないことがあったから殴るといったような質のものへと変化している。したがって、学校設備に対する破壊行為も、かつてのように啓示的に行われることは少なくなり、むしろ隠れて行われることが多くなっているという。

よって、非行グループの絆が弱まり、非行少年が孤独化するということは、伝統的な非行技術の継承が途絶え、その場の思いつきで対応するような短絡的な非行を増加させ、さらに非行を正当化させるようなパーソナリティが育たないことにより、うっぷんをいきなり爆発させるような幼稚な非行が増えることを意味する。

以上より、非行グループの関係の希薄化とエスカレーション型非行の減少は相関関係があると言える。近年、エスカレーション型非行は減少しており、それに伴って相対的にいきなり型非行が目立っているのではないかという仮説は正しいと言えるのではないだろうか。さらに、従来の非行の仕方が伝統的に継承されず、非行グループの中で逸脱キャリアが育たないことにより、いきなり型非行が増加していることも分かった。

第五節　まとめ

本節では第一節から第四節まで検証してきた仮説の結果をまとめたいと思う。

本章では普通の子どもがいきなりキレて重大な事件を起こすという現代の少年非行の原因について以下のような三つの仮説を立て考えてきた。

① 核家族が増えたことにより、子どもを甘やかす親が増え、子どもに忍耐力がなくなったため、キレる少年が増加したのではないだろうか。

② 近年、急激にゲームが普及したことが、何らかの原因で少年たちに悪影響を及ぼし、キレる少年が増加したのではないだろうか。

③ マスメディアが少年による事件を過剰に報道することによって、それに対し憧れる少年が現れまた事件を起こすというように、模倣犯的に少年非行が増えていったのではないだろうか。

④ 従来の非行が減少したことにより、相対的にいきなり型非行が目立つようになったのではないか。また、かつてはその中で育っていた非行キャリアや非行に対する正当化がなくなったことにより、短絡的ないきなり型の非行が増えたのではないだろうか。

①に関して言うと、そもそも核家族は昭和 30 年代から現代にかけて、ほとんど増加しておらず、非行を行った少年の親の養育態度の調査では、意外にも甘やかして育てたという親は減少傾向であるのに対し、厳格に育てたという親は第四の波に比例するように増加していた。よって、核家族自体増えていないし、親が甘やかすから非行を行う少年が育つというのも間違いであることがわかった。

②については、さまざまな専門家の意見から、ゲームに没頭すると社会的判断能力を司る前頭葉が働かず、未成熟なままになってしまうことから、自分の行動を制御することができずに、重大な非行を行ってしまうという「ゲーム脳理論」は否定されたものの、暴力的なゲームをするなど暴力的なシーンに触れると、子どもは暴力的な行動をとる傾向があるということが分かった。しかし、前述したように脳科学はまだ未開発な学問であるために、現段階でこのような考えが真実だという断定はできない。ただ、コミュニケーションという意味において、一人で行うゲームの時間が増えるというのは少年たちに良い影響を与えないのではないかということが類推された。

③については、マスメディアと少年非行の直接的な相関関係は明らかとなっていないものの、少年とはメディアの影響を受けやすいものであるということが分かった。その中で、重大な事件を起こした者を英雄視するような価値観や自分もそうなりたいという憧れで同じように事件を起こすケースもあり、マス

メディアは非行の一要因となっているということが類推された。また、過度な報道は、犯罪を起こして有名になりたいという者や非行を行おうとする者の後押しをすることもあり、そのような意味でもマスメディアによる過剰な報道は少年非行とは繋がりがあると言える。

④については、従来型は非行グループの絆の弱体化からも分かるように明らかに減少しているということが類推できた。よって相対的にいきなり型が目立つのは当然と言える。また、その中で育つはずだった非行キャリアや非行に対する正当化ができないので、それもいきなり型を増やす要因になりうるということが分かった。よって従来の非行の減少はいきなり型を相対的に目立たせるだけでなく、その実数をも増加させていると言える。

おわりに

本論は、普通の少年がなぜ重大な事件を起こすようになったのかという疑問から始まったものであったが、さまざまな文献や資料を読んでいくうちに、自分には想像もできないような衝撃的な事件に何度も遭遇した。そのような事件に出会う度に、そのような事件を起こす少年というのは生育環境が特別に悪かったり、精神に病気がある人なんだ、と思いたい気持ちが強かった。そうでないとまともに外も歩けないし、私自身はそのような事件とは全く無縁の少年時代を経験していただけに、そのような少年が特別に異質で、その他大勢の少年たちはまともだと思いたかったのである。

しかし、ここに少年非行問題を曖昧なものにする原因が潜んでいる。自分の理解を超えたものは異質というレッテルを貼り、都合の良い原因論を当てはめる。自分と事件を起こした少年がいかに違うか、自分がいかに正常でそのような少年がいかに異常かを確認しないことには安心できないのである。これではなかなか実態が見えてこない。

少年はいつの時代も不安定なものである。「キレる」少年が注目を浴びるようになった現代は、非行を後押しする要因が多いだけで少年の実態は以前と変わっていないのではないのではないだろうか。

少年は誰しもが非行を行う可能性を秘めている。問題はどうやって周りの大人たちがその可能性を取り除くかである。そのためには少年と正面から向かい合う必要があり、少年たちを自分とは異質なものとして避けてはいけないのだ。少年はその多感さから、多くのものの影響を受ける。「鉄は熱いうちに打て」というが、非行に向かおうとする少年を押しとどめることもまた、それほど大変なことではないのではないだろうか。

非行を犯す少年は加害者であると同時に、一種の被害者である。現代の個人主義とは逆行する意見かもしれないが、親はもちろんのこと、社会全体が彼を非行に走らせないように目を見張ることが求められている。

参考文献・参考資料

内閣府（1999）『青少年白書』
内閣府（2009）『青少年白書』
内閣府（2006）『少子化内社会白書』
内閣府（2005）「少年非行等に関する世論調査」
内閣府（2006）「平成 17 年度　少年非行事例等に関する調査研究報告書」
内閣府（2009）「平成 20 年度　少年非行事例等に関する調査研究報告書」
法務省（1977）『犯罪白書』
法務省（1995）『犯罪白書』
法務省（1998）『犯罪白書』
法務省（2002）『犯罪白書』
法務省（2009）『犯罪白書』
法務省矯正局編（1998）『現代の少年非行を考える―少年院・少年鑑別所の現場から』大蔵省印刷局
警察庁（2004）『警察白書』
警察庁（2009）『警察白書』
厚生省（1999）『厚生白書』
文部省（1997）「『社会の宝』を育てよう」
葉梨康弘（1999）『警察と少年非行』明石書店
廣井亮一（2002）「子どもの攻撃性に関する一考察」
鮎川潤（2008）『少年非行の社会学』世界思想社
鮎川潤（2001）『少年犯罪　ほんとうに多発化・凶悪化しているのか』平凡社
土井隆義（2003）『＜非行少年＞の消滅―個性神話と少年犯罪』信山社
草薙厚子（2004）『少年Ａ矯正 2500 日全記録』文藝春秋
少年Ａの父母（2001）『「少年Ａ」この子を生んで…父と母の悔恨の手記』文藝春秋
広井多鶴子（2007）「「問題」としての核家族」
森昭雄（2002）『ゲーム脳の恐怖』ＮＨＫ出版
香山リカ、森健(2004)『ネット王子とケータイ姫　悲劇を防ぐための知恵』中央公論新社
高野清純（1998）『非行、校内暴力』福村出版